

看板などの安全点検が義務となりました



奈良県屋外広告物条例を改正しました。改正の内容は、次のとおりです。

※奈良市、橿原市はそれぞれの屋外広告物条例が適用されますので、各市窓口にご確認ください。

(1) 管理義務者の追加（令和6年10月1日から）

管理義務者に、広告物または掲出物件の「所有者」及び「占有者」を加え、管理義務者が不在となることを防止します。

これにより「所有者」「占有者」にも、管理を怠らず、良好な状態に保持することが求められます。

管理及び点検義務者

表示者、設置者、管理者、**所有者（※1）、占有者（※2）**

※1 所有者：貸ビル等の所有者、貸看板の所有者など

※2 占有者：貸ビル等に表示している広告主、貸看板の広告主など

(2) 安全点検の義務化（令和6年10月1日から）

○簡易広告物を除く全ての屋外広告物を対象に、**安全点検が義務**となります。
設置の許可が不要な看板（一定規模を超えない自家用広告物など）にも点検の義務があります。

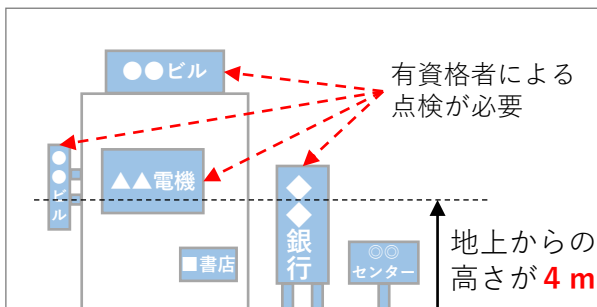
【簡易広告物：点検義務から除外される屋外広告物】

はり紙、はり札、広告旗、立看板、アドバルーン、壁面に直接塗装した広告物、その他簡易な広告物又は掲出物件に類すると認められるもの。※簡易広告物であっても、適切な管理は必要です。

○許可更新の申請時には、申請前3ヶ月以内実施した点検結果を記入した「**安全点検記録**」等の提出が必要となります。※提出は各市町村窓口へ

(3) 有資格者による安全点検の義務化（令和9年10月1日から）

地上から広告物の上端までの**高さが4mを超えるもの**については、下記の**有資格者による安全点検が必要**となります。



有資格者の一覧

- ・屋外広告士
- ・建築士（1級、2級）
- ・一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が実施する点検技能講習の修了者

点検の方法について

- 下記のガイドライン等を参考に状況に応じた点検を実施し、安全点検記録を作成してください。また、一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が実施する「屋外広告物点検技能講習」を受講するなどしていただき、点検に関する知識や技術の向上を図ってください。
- 点検は、看板業者等へ依頼して実施することも可能です。看板を設置された業者などにご相談ください。
- ガイドライン、安全点検記録の様式等は、奈良県 景観・自然環境課ホームページ (<https://www.pref.nara.lg.jp/n094/56276.html>) から入手可能です。
 - 奈良県屋外広告物安全点検実施ガイドライン
 - 屋外広告物の安全点検に関する指針（案）（国土交通省）
 - オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック（屋外広告物適正化推進委員会）

【安全点検に関する技術的助言】

奈良県では、屋外広告業の事業者団体である奈良県広告美術塗装業協同組合と連携し、以下の事項について、協力をお願いしています。

- ・屋外広告物点検技能講習会の受講斡旋や周知活動
- ・点検を実施する技能を持つ人材の育成、紹介
- ・点検の方法や屋外広告物安全点検記録の作成方法等に関するアドバイス
- ・その他屋外広告物の安全性確保の推進に関すること

奈良県広告美術塗装業協同組合

TEL 0743-62-5123 ホームページ <https://www.nara-tosou.com/nakoto/>

スケジュール

令和6年10月1日

令和9年10月1日

(1) 管理義務者の追加

(2) 安全点検の義務化

(3) 有資格者による安全点検の義務化

屋外広告物の許可などの手続きに関することは、各市町村へお問い合わせください。

奈良県屋外広告物条例、屋外広告業の登録に関することは、

奈良県 景観・自然環境課 景観・屋外広告係

〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL : 0742-27-8756 <https://www.pref.nara.lg.jp/n094/56276.html>



奈良県